

公立大学法人名古屋市立大学ネーミングライツ事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）においてネーミングライツ事業を実施する場合の手続きその他の必要な事項を定め、当該ネーミングライツ事業の実施により得られる収益をもって、本学の教育及び研究など大学運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に、本学の施設等（公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成18年4月1日制定）第2条第1号に規定する土地、建物及び構築物並びに研究室、実験室、講義室、事務室、会議室、ホール等の建物を構成する部分をいう。以下同じ。）のうち、本学が指定するものに事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、ネーミングライツを付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、別称等を積極的に使用する。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称を変更しないものとし、必要に応じて別称等ではなく本来の施設等の名称を使用することができる。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設指定型 事業者等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を含む。）のネーミングライツを与えるもの
- (2) 提案募集型 事業者等が対象施設を指定してネーミングライツ事業を本学へ提案するもの

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として4年以上とする。

(選定委員会)

第6条 ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議・決定する。

- (1) 対象施設等の選定その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項
- (2) ネーミングライツパートナーの公募に必要な募集要項の策定に関する事項
- (3) ネーミングライツパートナーの選定に関する事項
- (4) ネーミングライツ提案者との仲介等を通じて当事業の効果・効率的な実施に協力いただける広告代理店（以下「指定代理店」という。）の選定に関する事項
- (5) その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

3 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副理事長・事務局長
- (2) 経営を担当する理事
- (3) 広報を担当する学長補佐
- (4) 総務部長
- (5) 実施部局等の長
- (6) その他副理事長・事務局長が必要と認めたもの

4 選定委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員を持って充てる。

5 委員長は、選定委員会を主宰する。

6 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

7 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（対象施設等）

第7条 対象の候補施設は、福利施設、体育館、図書館、講義棟、実験・演習関連施設及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とする。ただし、病院（診療施設）、管理施設、歴史的建造物、記念館等（寄附建物）、倉庫などは、原則、対象外とするが、寄附建物のうち寄附者の許可を得たものは除く。

対象の候補スペースは、福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、セミナー室、演習室、講義室、実験関連諸室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとする。ただし、部局長室、応接室、教員室、研究室、歴史的建造物内のスペース、記念館等（寄附建物）のスペース、病院（病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等）、管理関係諸室、倉庫、設備室などは、原則、対象外とするが、寄附物件のスペースのうち寄附者の許可を得たものは除く。

2 施設指定型の対象施設は、第7条第1項の候補施設等のうち、実施部局等の長からの申請に基づき、選定委員会で審議・決定する。この場合において、実施部局等の長は、ネーミングライツ事業実施申請書（別記様式第1号）により、選定委員会に申請しなければならない。

3 提案募集型の対象施設は、第7条第1項の候補施設等と同様とする。

（募集）

第8条 ネーミングライツ事業の実施は、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) ネーミングライツパートナーの募集については、ホームページ等により広く行

うものとする。

- (2) ネーミングライツ事業に必要な事項については、施設指定型においては対象となる施設等ごとの募集要項、提案募集型においては全学共通の募集要項に定める。

(応募資格)

第9条 次の各号に定める業種又は事業を営む者は、ネーミングライツ事業への応募資格を有さないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- (12) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (15) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、本学に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) デザイン・寸法及び配置がわかる書類等（平面図、材料や取付方法がわかる詳細図、場合によっては立面図や展開図）
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (5) 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書
- (6) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- (7) その他募集要項において必要とする書類

(別称等の付与の条件)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の別称等として設定することができない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
ア 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの

- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 本学のネーミングライツ事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、ネーミングライツパートナー又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、公共性、中立性又はその品位を損なう等内容として不適当であると認められるもの
- (5) その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

（ネーミングライツパートナーの選定に係る審査・通知）

第11条 第9第2項の規定による書類の提出があったときは、選定委員会においてネーミングライツパートナーの選定に係る審査を行い、ネーミングライツパートナー等について決定する。

2 本学は、第9第2項の規定により書類を提出した事業者等に対し、ネーミングライツパートナー等の決定について、ネーミングライツパートナー決定通知書（別記様式第3号）又はネーミングライツパートナー不採用決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（契約）

第12条 広報室もしくは当該施設等の所管課室は、第11条第2項によりネーミングライツパートナーの決定を通知した事業者等と、ネーミングライツの契約を締結するものとする。

(サイン等の設置)

第13条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を設置又は変更するときは、本学と協議しなければならない。

2 前項に規定する設置又は変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

3 サイン等の設置に伴い、行政機関などへの申請等が必要となる場合、その申請等はネーミングライツパートナー（もしくは指定代理店）が行うものとする。

4 契約期間の終了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

5 本学施設等に関する工事について、契約時には想定できておらず、かつ設置したサイン等が該当工事の妨げとなる場合には、一定期間、サイン等の取り外しを依頼する場合があります、その際、サイン等の取り外しの費用はネーミングライツパートナーが負担するものとする。また、当該期間中のネーミングライツ料については、日割り計算の上、ネーミングライツパートナーに返却するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 ネーミングライツパートナーは、指定された期日までに本学が年度ごとに発行する請求書により、本学が指定した預金口座に一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、本学は、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(別称等変更の禁止)

第15条 ネーミングライツを付与する期間内に別称等を変更することはできない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第16条 ネーミングライツパートナーは、別称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から別称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第17条 ネーミングライツパートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、第14条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第5号）を、本学に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第18条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等のネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 第17条第2項の規定によりネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (5) その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことを必要と認めるとき。

2 本学は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツパートナー取消決定通知書（別記様式第6号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第14条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。ただし、第18条第1項第5号を取消事由とする場合には、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとする。

(事務)

第19条 ネーミングライツ事業に関する事務は、事務局経営企画部広報室において処理する。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 記

この要項は、令和7年8月7日から実施する。